

相模原市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、環境経済局環境経済総務室及び資源循環部各課の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年2月24日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 石 橋 忠 文

同 佐 藤 賢 司

同 落 合 芳 平

1 監査の期日

平成21年2月24日

2 監査の対象及び方法

この監査は、環境経済局環境経済総務室及び資源循環部各課において、平成20年度（平成20年12月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 環境経済総務室

ア 各事業の支出に関する事務

(2) 廃棄物政策課

ア 各事業の支出に関する事務

(3) 廃棄物指導課

ア 産業廃棄物処理業許可等申請手数料の徴収に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(4) 資源循環推進課

ア 各事業の報償費の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

ウ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(5) 家庭ごみ減量課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(6) 事業系ごみ対策課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(7) 清掃施設課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(8) 東清掃事業所

ア 需用費（施設修繕料）の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(9) 南清掃工場

ア 一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務

イ 需用費（消耗品費・施設修繕料）の支出に関する事務

ウ 各事業の委託料の支出に関する事務

(10) 北清掃工場

ア 一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務

イ 需用費（消耗品費・施設修繕料）の支出に関する事務

ウ 各事業の委託料の支出に関する事務

(11) 麻溝台収集事務所

ア 需用費（燃料費・物品等修繕料及び施設修繕料）の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(12) 橋本台収集事務所

ア 需用費（燃料費・物品等修繕料及び施設修繕料）の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(13) 相模台収集事務所

ア 一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務

イ 需用費（物品等修繕料及び施設修繕料）の支出に関する事務

ウ 各事業の委託料の支出に関する事務

(14) 津久井クリーンセンター

ア 需用費（施設修繕料）の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

3 監査の結果

(1) 清掃施設課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、津久井クリーンセンターごみ焼却施設解体事前調査業務委託において、契約限度金額を上限とした総価単価契約であるにもかかわらず、実際に行った調査項目やその単価と数量に基づいた請求内容の検証確認が行われないうまま、漫然と契約限度金額と同一の請求額をそのまま支払い、181,965円の過払いとなっている不適切な事例が見られた。

委託料の支出事務に当たっては、契約書や仕様書に基づいた検査・検収を行うとともに、業務の実施状況の把握や業務報告書の確認など、事務の執行体制を見直し、適正な事務処理に努められたい。

(2) 環境経済局環境経済総務室及び資源循環部各課におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。